

# 下水道使用料の賦課漏れに関する調査結果報告書

滝川市建設部

# 下水道使用料の賦課漏れに関する調査結果報告書

本市では、公共下水道または個別排水処理施設を使用する方に下水道使用料を賦課していますが、公共下水道に接続されている又は個別排水処理施設が設置されているにも関わらず下水道使用料の賦課漏れがあることが判明しました。このことから調査を開始し原因の究明を行うとともに、今後の再発防止策などについてまとめましたのでここに報告致します。

## 1. 概要

### (1) 賦課漏れの発覚

本年 10 月 27 日、下水道使用料の徴収を委託している中空知広域水道企業団（以下、「水道企業団」という。）から「漏水調査を行った先が水洗化されているにも関わらず下水道使用料が賦課されていない」との連絡があり、関係書類を調査したところ、排水設備工事は完了しているものの下水道使用料は賦課されていないことが発覚しました。

### (2) 関係書類の調査

水道企業団が保有している「上下水道料金賦課データ」を基に、上水道は使用しているが下水道に未接続の建物（556 件）を絞り込み、排水設備等確認申請書、下水道台帳システムなどの書類と突合した結果、21 件の賦課漏れの可能性が判明しました。

### (3) 現地調査

下水管への接続を確認をするため、対象者のお宅に訪問し、聞き取り及び宅内の排水設備から接続確認ができたことから、21 件の賦課漏れが確定しました。

### (4) 調査期間

書類調査 10 月 28 日～11 月 14 日

現地調査 11 月 17 日～11 月 28 日

内部協議・報告書作成等 12 月 1 日～12 月 17 日

## 2. 調査結果

### 賦課漏れ件数と金額

施設分類		賦課漏れ件数 (延べ件数)	賦課漏れの 下水道使用料 (平成 25 年 1 月 ～令和 7 年 10 月)	内 訳	
				時効のため請求で きない下水道使用 料 (平成 25 年 1 月 ～令和 2 年 10 月)	時効になつていな い請求する下水道 使用料 (令和 2 年 11 月 ～令和 7 年 10 月)
公共下水道	個人	15 件（18 件）	5,943,450 円	3,452,978 円	2,490,472 円
	事業所	2 件（2 件）	1,337,174 円	846,139 円	491,035 円
個別排水処理施設		4 件（4 件）	1,868,586 円	1,154,243 円	714,343 円
合計		21 件（24 件）	9,149,210 円	5,453,360 円	3,695,850 円

※（延べ件数）は、賦課漏れ期間内の転居等に伴う延べ使用者数

※賦課漏れ額は、算定基礎となる水量データがある平成 25 年 1 月以降の数値から算出。

※下水道使用料については、地方自治法第 236 条の規定に基づき、5 年分を遡及賦課する。

※参考：排水戸数 18,231 件 下水道使用料調定額 737,510,904 円（公共+個別）【令和 6 年度決算数値】

### 3. 下水道使用料賦課に係る事務の流れ

■公共下水道（個別排水処理施設についても事務の流れは同様）

①排水設備計画確認申請書の提出【下水道使用者→土木課】

排水設備等の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が関係法令等に適合するか確認申請書を市長へ提出しなければならない（条例第18条）  
**実際は、全ての使用者に代わり委嘱先の滝川市下水道排水設備指定工事店（以下、「指定工事店」という。）が行っている。**

②指定工事店による工事施工【指定工事店】

上記①の審査終了後、市長が指定した指定工事店（条例第20条）は、排水設備の設置に関する工事を実施。

③排水設備工事完了届の提出【下水道使用者→土木課】

排水設備等の新設等を行った者は、排水設備工事の完了から5日以内に完了した旨を市長に届け出て、その後、各法令及び規則に適合しているか否か市の検査を受けなければならない。（条例第21条）

**実際は、全ての使用者に代わり委嘱先の指定工事店で行っている。**

④現地確認調査【土木課】

上記③の完了届が提出された後、現地調査にて各法令の規定に適合していると認めるときは排水設備等の新設等を行った者に対し、検査済証を交付する。

**実際は、検査済証は指定工事店に渡し指定工事店から使用者に渡る。**

⑤公共下水道使用開始届の提出【下水道使用者→都市計画課】

上記④の検査終了後、公共下水道の使用を開始する者は、「公共下水道使用開始届」を提出しなければならない。（条例第27条）

**実際は、指定工事店が代わりに提出している。**

⑥公共下水道使用開始届を水道企業団へ提出【都市計画課→水道企業団】

滝川市は、公共下水道使用開始届が提出されたら、下水道使用料の徴収を委託している水道企業団へ公共下水道使用開始届の写しを提出する。

⑦下水道使用料の賦課【水道企業団→都市計画課】

⑥で提出した下水道使用開始届日以降に下水道使用料が賦課されているか確認。

### 4. 原因

下水道使用開始届の提出漏れ

下水道の使用にあたっては、使用者が公共下水道使用開始届（以下、「使用開始届」という。）を提出しなければならないこととなっておりますが、便宜上使用者に代わり、指定工事が排水設備工事の完了届と併せて提出するのが慣例となっております。こうした一連の手続きにおいて今回対象となった使用者は、排水設備工事完了後に指定工事店から使用開始届が提出されていなかったことが今回の賦課漏れの最大の要因と考えております。

また、今回発覚した令和2年以前の工事においては、排水設備工事担当課と下水道使用料賦課担当課との間で、確認・共有・連携が不十分であったことも要因の一つであると考えております。

## 使用開始届提出漏れ（施工年度別）

施工 年度	H 3	H 10	H 12	H 14	H 15	H 16	H 17	H 19	H 21	H 23	H 24	H 25	R 元	R 2	合計
件数	1	1	1	6	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1	21

※参考：使用開始届 105 件【令和 6 年度決算数値】

※R 3 年度以降については、使用開始届の提出漏れを防止する観点から、定期的に確認を行っており、現在においても同様の体制にて進めていることから賦課漏れは発生しておりませんが、R 2 年度以前に賦課漏れが発生していないかどうかの確認までは行っておりませんでした。

## 5. 賦課漏れ対象者への対応

下水道使用料が遡及賦課となる全ての対象者の方には、訪問調査時に賦課漏れとなった理由を説明してお詫びのうえ、納付についてご理解をいただいております。なお、納付の方法については、分割納付も含めて柔軟に個別対応してまいります。

## 6. 再発防止策

### ○指定工事店（使用者）への周知

具体策：使用開始届の提出漏れを防止する観点から、排水設備工事が完了した時点で、完了届と併せて使用開始届を同時に提出するよう改めて文書による周知及び隨時口頭による指導を行います。

また、完了から使用開始まで期間がある場合においても、使用開始の予定を聞き取り、開始予定日を記載した使用開始届けを完了届と同時提出することを改めて周知します。

### ○マニュアル等の整備と共有

具体策：引き続き排水設備申請台帳をベースとして、完了届と使用開始届の提出状況に矛盾がないか確認します。

### ○水道企業団との連携

具体策：引き続き賦課漏れが無いよう水道企業団とは今後も連携してまいります。

なお、上水道が休止中の建物が上水道を再開した時点において、下水道使用料が賦課されていない対象者がいた場合は、都度、水道企業団から連絡をもらうなど多様な方法で賦課漏れがないように努めます。

## 7. まとめ

下水道使用料の賦課漏れが判明したことについて、負担の公正、公平性を損なう事態を招き、また、賦課漏れの対象者となった皆様には遡及して下水道使用料の納入をお願いしなければならなくなり、公共下水道を利用いただいている市民や事業所の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

今後は、再発防止に向けて適正な事務手続きの徹底と職員の教育を図り、信頼回復に努めてまいります。